

令和 5 年 6 月

議 案

珠 洲 市

議 案 目 次

議案第 4 8 号	令和 5 年度珠洲市一般会計補正予算（第 3 号）		
議案第 4 9 号	令和 5 年度珠洲市一般会計補正予算（第 4 号）		
議案第 5 0 号	令和 5 年度珠洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）		
議案第 5 1 号	令和 5 年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第 1 号）		
議案第 5 2 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	-----	1
議案第 5 3 号	珠洲市生涯学習センター設置条例等の一部を改正する条例について	-----	2
議案第 5 4 号	珠洲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について	-----	4
議案第 5 5 号	清水辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	-----	5
議案第 5 6 号	吉ヶ池辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	-----	7
議案第 5 7 号	唐笠・東山中辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	-----	9
議案第 5 8 号	上山・北山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	-----	1 1
議案第 5 9 号	指定管理者の指定について	-----	1 3
議案第 6 0 号	珠洲市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-----	1 4

議案第 5 2 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 2 0 日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年珠洲市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の 4 中「保育園又は」を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 2 年珠洲市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に保育園に勤務した職員に対する特例手当の支給については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第 3 条第 2 項に規定する作業に従事した職員に対する特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、国の人事院規則の一部改正に準じて、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特殊勤務手当を廃止するほか、特例手当の支給範囲について、所要となる規定を改正するもの。

議案第 53 号

珠洲市生涯学習センター設置条例等の一部を改正する条例について

珠洲市生涯学習センター設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市生涯学習センター設置条例等の一部を改正する条例

(珠洲市生涯学習センター設置条例の一部改正)

第 1 条 珠洲市生涯学習センター設置条例（平成 31 年珠洲市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「飯田町 9 部 83 番地の 2」を「若山町出田 41 部 7 番地」に改める。

(珠洲市長期休暇期間一日児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 珠洲市長期休暇期間一日児童クラブの設置及び管理に関する条例（令和 2 年珠洲市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「飯田町 19 部 61 番地 珠洲市立飯田小学校内」を「若山町出田 41 部 7 番地 珠洲市生涯学習センター内」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(珠洲市生涯学習センター設置条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている管理及び運営等に関する事項は、この条例の施行後もなおその効力を有し、規則で定める日限り、その効力を失う。

(珠洲市生涯学習センター設置条例の一部改正に伴う準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前において行うことができる。

提案理由

珠洲市生涯学習センター及び珠洲市長期休暇期間一日児童クラブの
移転に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 5 4 号

珠洲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について

珠洲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 年 2 0 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例

珠洲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 2 5 年珠洲市条例第 2 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 本条例の適用区域が、半島振興法に基づく税制特例措置の対象区域から除外されたことに伴い、条例を廃止するもの。

議案第 5 5 号

清水辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

本市の清水辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 辺地対策をより一層有効かつ適切に推進するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により清水辺地の総合整備計画を策定するもの。

総合整備計画

石川県珠洲市	清水辺地
辺地の人口	61人
面積	4.1km ²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 清水町
- (2) 地域の中心の位置 清水町3字97番地
- (3) 辺地度点数 122点

2 公共的施設の整備

当辺地は、外浦の海沿いに位置しており、伝統的な揚げ浜式による製塩法が今もなお受け継がれている。

同地域にある「道の駅すず塩田村」は、塩の販売のほか、実際の塩づくりが体験できるなど、多くの観光客が訪れる重要な施設である。

同施設は塩づくりの歴史を伝える展示室を備えているが、映像装置の老朽化が著しく、上映に支障をきたしていることから、プロジェクターの更新等により適切な維持管理を図るもの。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予定額	備考
			特定財源	一般財源		
観光施設 維持管理	珠洲市	6,993	0	6,993	6,900	
合 計		6,993	0	6,993	6,900	

議案第 5 6 号

吉ヶ池辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本市の吉ヶ池辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 辺地対策をより一層有効かつ適切に推進するため、計画変更の必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により計画を変更するもの。

総合整備計画（変更）

石川県珠洲市	吉ヶ池辺地
辺地の人口	90人
面積	6.1km ²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 若山町吉ヶ池、若山町二子、若山町上正力
- (2) 地域の中心の位置 若山町上正力11の部16番地
- (3) 辺地度数 128点

2 公共的施設の整備

当辺地内の市道46号線及び299号線は地域の重要な生活道路であるが、路面の劣化の進行や地すべりの発生など、地域住民の安全な通行に支障をきたしていることから、安全性の確保と利便性の向上のため修繕及び改修を行うもの。

また、消防水利が不足している当辺地内において、防火水槽は重要な消防施設であることから、火災時における地域住民の安全性を確保するため、耐震性防火水槽の新設工事を実施するもの。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和6年度までの4年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予定額	備考
			特定財源	一般財源		
市道整備	珠洲市	72,000	40,395	31,605	31,500	R5 変更 (市道46号線)
市道整備	珠洲市	72,900	0	72,900	72,900	
消防施設	珠洲市	17,000	2,743	14,257	14,200	R5 追加
合 計		161,900	43,138	118,762	118,600	

議案第 5 7 号

唐笠・東山中辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本市の唐笠・東山中辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 辺地対策をより一層有効かつ適切に推進するため、計画変更の必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により計画を変更するもの。

総合整備計画（変更）

石川県珠洲市 唐笠・東山中辺地
 辺地の人口 60人
 面積 4.5km²

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 唐笠町、東山中町 |
| (2) 地域の中心の位置 | 東山中町ホの部2番地 |
| (3) 辺地度数 | 115点 |

2 公共的施設の整備

当該辺地への飲雑用水供給施設は、国営開発農地への雑用水や酪農用飲用水、一般家庭の生活用水など幅広く供給しており、農業生産環境及び農村住民の生活環境を維持していくための重要な施設である。

しかしながら、ダムから飲雑用水供給施設への橋梁添架管やポンプ場及び浄水場の設備の老朽化が著しく、このままでは農村住民の生活及び営農活動に支障をきたす恐れがあることから、設備の更新により適切な維持管理を図るもの。

また、消防水利が不足している当辺地内において、防火水槽は重要な消防施設であることから、火災時における地域住民の安全性を確保するため、耐震性防火水槽の新設工事を実施するもの。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和5年度までの3年間

（単位：千円）

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予定額	備考
			特定財源	一般財源		
営農飲雑用水施設 (橋梁添架管等)	珠洲市	19,826	0	19,826	19,800	
消防施設	珠洲市	19,000	2,743	16,257	16,200	R5 追加
合 計		38,826	2,743	36,083	36,000	

議案第 5 8 号

上山・北山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本市の上山・北山辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 辺地対策をより一層有効かつ適切に推進するため、計画変更の必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により計画を変更するもの。

総合整備計画（変更）

石川県珠洲市 上山・北山辺地
 辺地の人口 55人
 面積 3.6km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 若山町上山、若山町北山
 (2) 地域の中心の位置 若山町上山16字1番地2
 (3) 辺地度数 129点

2 公共的施設の整備

当辺地内にある若山ダムは、耐震調査の結果、大規模な地震時に安全性を確保できない恐れがあることが判明している。災害時においても確実に生活用水を供給するとともに、地域住民の安全性を確保する必要があることから、石川県が実施する対策工事に対し、一部負担するもの。

また、市道49号線は地域の重要な生活道路であるが、劣化もあり地域住民の安全な通行に支障をきたしていることから、安全性の確保と利便性の向上のため改良工事を実施するもの。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予定額	備考
			特定財源	一般財源		
ため池整備	珠洲市	28,644	0	28,644	28,500	R5 変更
市道整備	珠洲市	20,000	11,500	8,500	8,400	
合 計		48,644	11,500	37,144	36,900	

議案第 59 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 スズ・シアター・ミュージアム付帯施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般社団法人サポートスズ
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市飯田町 13 部 120 番地 1
- 4 指定の期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 6 月 20 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 スズ・シアター・ミュージアム付帯施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 6 0 号

珠洲市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を珠洲市農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

任命すべき委員（届出順）

珠洲市正院町正院 1 9 部 6 1 番地

岩 坂 一 成

昭和 2 2 年 9 月 1 6 日生

珠洲市三崎町高波カ部 4 6 番地

浦 野 政 行

昭和 2 7 年 1 2 月 5 日生

珠洲市野々江町ヲの部 1 2 8 番地 1

中 村 龍 吉

昭和 2 0 年 8 月 1 8 日生

珠洲市宝立町春日野 9 字 2 4 番地

宮 崎 宣 夫

昭和 2 1 年 7 月 2 4 日生

珠洲市石神町い字 2 1 番地

豊 平 慶 二

昭和 2 9 年 1 月 2 7 日生

珠洲市狼煙町への部 7 2 番甲地

糸 矢 敏 夫

昭和 3 0 年 3 月 1 3 日生

珠洲市蛸島町ツ部 2 6 番地

上 野 武 守

昭和 1 9 年 1 2 月 2 3 日生

珠洲市上戸町寺社 2 4 字 8 2 番地

山 岸 由 喜 子

昭和 2 9 年 1 0 月 1 0 日生

珠洲市若山町中 3 2 の部 8 番地

寺 家 谷 勉

昭和 2 4 年 7 月 1 5 日生

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

